様式第三号の三（第四条の三関係）（平６建令２・全改、平12建令41・平22国交令12・令２国交令98・一部改正）

（Ａ４）

2	2	0

宅地建物取引業者免許証再交付申請書

宅地建物取引業法施行規則第４条の３の規定により、下記のとおり宅地建物取引業者免許証の再交付を申請します。

年　　月　　日

地方整備局長
北海道開発局長　殿
知　事

申請者　商号又は名称

郵便番号（　　）

主たる事務所の所在地

氏名

（法人にあつては、代表者の氏名）

電話番号（　　）　　―

ファクシミリ番号（　　）　　―

受付番号	受付年月日	申請時の免許証番号
＊	＊	（　　）

（フリガナ） 商号又は名称	
（フリガナ） 代表者氏名	
主たる事務所の所在地	
再交付を申請する理由	１．亡失　２．滅失　３．汚損 ４．破損

確認欄

＊

備　考

①　申請者は、＊印の欄には記入しないこと。

②　「申請時の免許証番号」の欄は、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。

（記入例）　0 0　(5)　1 0 0　［国土交通大臣(5)第 100 号の場合］

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事（石狩）
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事（渡島）
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事（檜山）
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事（後志）
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事（空知）
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事（上川）
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事（留萌）
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事（宗谷）
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事（オホ）
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事（胆振）
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事（日高）
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事（十勝）
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事（釧路）
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事（根室）
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

③　「再交付を申請する理由」の欄は、該当するものの番号を○で囲み、具体的な理由を記すこと。

④　汚損又は破損を理由に申請する場合は、その汚損し、又は破損した免許証を添えること。